

第 1 3 2 号 議 案

新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改
正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 5 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

新宿区監査委員の給料等に関する条例（平成3年新宿区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「74万2,000円」を「77万円」に改め、同項第2号中「72万1,000円」を「74万8,000円」に改め、同条第2項第1号中「33万9,000円」を「35万2,000円」に改め、同項第2号中「31万8,000円」を「33万円」に改め、同条第3項中「19万5,000円」を「20万2,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（提案理由）

新宿区監査委員の給料及び報酬の額を改定する必要があるため